

經濟論叢

第九十卷 第三號

河上 肇における二種類の真理……………出 口 勇 藏 1

東亞におけるメキシコドル

終焉の論理……………小 野 一 一 郎 21

日本海運業における減価償却の

生成過程 (その四) ……………高 寺 貞 男 39

書 評

J. K. ガルブレイス『ゆたかな社会』……………瀬 地 山 敏 65

昭和三十七年九月

京 都 大 學 經 濟 學 會

日本海運業における減価償却の生成過程（その四）

高 寺 貞 男

一〇

すでのべたように、明治一八年九月二十九日に共同・三菱両社が合併して日本郵船会社が新設されたが、その際「政府」は「英米独等ニ於ケル汽船会社ノ成規ヲ參酌シ（「更」に）三菱共同両会社ノ定則ヲモ取捨シ」て「条例ヲ編制」⁽¹⁾（「中外物価新報」明治一八年九月一七日号）し、その中にこれまで共同運輸会社の場合には欠けていた減価償却制度を取入れた。すなわち、明治一八年九月二十五日付の創立委員からの「創立願書」に付されていた「日本郵船会社創立規約」第六条の「日本郵船会社ハ総収入金ノ内ヨリ通常海陸ノ経費ヲ仕払成規ノ積立金等ヲ為シタル上自余ノ純益金ヲ以テ年々負債元利償還ノ額ヲ仕払然ル後利益金ヲ株主ニ配当スルモノトス」⁽²⁾という規定にたいし、政府は同年九月二十九日に下付した「命令書」第二十八条で、共同運輸会社の場合にすでに設けられていた保険積立金、大修繕積立金の外に、つぎにかかげたように「減価引除金」という名称で船舶の減価償却をはじめて強制した。

第二十八条 其会社ハ収入金ノ内ヨリ通常海陸ノ経費并ニ左記ノ金額及ヒ毎年負債元利償還ノ額ヲ引去リ自余ノ純益金ヲ以テ各株主ニ配当スヘシ但負債元利ヲ償還シ了ル迄配当金ハ八歩ヲ以テ限リトナスヘシ

第一 保険積立金

船舶保険準備トシテ一ヶ年ニ付各船総代価ノ百分ノ七ヲ積立ヘシ

第二 大修繕積立金

当分ノ内船舶大修繕及ヒ新船購入ノ準備トシテ一ヶ年ニ付各船総代価ノ百分ノ十ヲ積立ヘシ

第三 減価引除金

船舶年ヲ逐テ減減スルカ故ニ一ヶ年ニ付各船総代価ノ百分ノ五ヲ引除スヘシ⁽³⁾

（明治二〇年十一月七日に第二十八條第三項の次へ左の一項が追加された。）

其会社ノ収入金少ナキカ為メ以上ノ割合ニ從ヒ積立金ヲ為シ得サル場合ニ於テハ通常海陸ノ経費及ヒ負債利子ヲ引去リ其残額ヲ以テ各項ニ割合積立ツヘシ⁽⁴⁾

「命令書」下付と同時にすなわち明治一八年九月二十九日に、それ「ニ遵ヒ創立委員ニ於テ協議決定」し、同年一月七日付をもつて農商務卿の認可をえた「日本郵船会社定款」の第四十九條⁽⁵⁾は、減価償却を強制した命令書第二十八條を、その中の「其会社」という語を「当会社」に変更した以外は、そのままとりいれ、それにしたがひ明治一九年九月三〇日の第一期決算（この当時は一年決算であった）から船舶の減価償却をはじめた。

つぎに参考資料として「日本郵船会社第七回報告」（明治二〇年一二月）の「第五項 会計」の部に報告されている「当期諸勘定」をかかけておこう。

明治十九年九月三十日日本郵船会社損益勘定表

支出之部

金額

店費

本社

二一六、七二・九八八

各支店

二二五、〇一六・二九二

營業費

四四一、七二九・二八〇

荷物費

五〇四、二七四・八七八

船客費

三九、二四七・一六六

船費

五四三、五二二・〇四四

給料及水先料

六四九、四四一・八五二

石炭

五三八、九五九・九七〇

需用品

一八八、四三三・五〇二

税金

二九、〇七八・一五七

雜費

五三、六七一・九〇三

船客及船員賄料

二四五、七二九・〇七〇

修繕費

一八四、五三二・二九〇

交換差金

一、八八九、八四六・七四四

負債利子

一三五、九一九

差引益金

七四、八七五・七四七

減価引除金

四〇〇、四六〇・三六二

保険積立金

一九七、五五三・一四六

大修繕積立金

一一八、五三一・八八七

配当金（年八米ノ割）

八八〇、〇〇〇・〇〇〇

合計

一、五九六、五四五・三九五
四、五四六、六五五・一二九

収入之部

金額

運賃

荷物

二、七〇三、〇七五・九八七

船客

七八七、四三一・一八四

貸船料

三、四九〇、五〇七・一七一

艘下船利益

七三、九〇四・〇九五

利息収支差引残

一一、九八一・九八八

雑収入

一四、七八三・九九八

政府補給金

七五、四七七・八七七

合計

八八〇、〇〇〇・〇〇〇
四、五四六、六五五・一二九

明治十九年九月三十日日本郵船会社資産負債勘定表

資産ノ部

船舶代価

引継汽船及帆船々価六十九艘代

八、七〇四、四七二・九七八

三菱会社ヨリ引継高ノ内農商務卿ノ御達ニヨリ減額

九七八、二五〇・〇〇〇

当期売却船五艘及破船一艘代

二二五、五一三・九九二

差引残当期末日現在六十二艘総屯数
六六、七一五・三八

七、五〇〇、七〇八・九八六

当期減価引除金

三七五、〇三五・四四九

小蒸汽倉庫船及解下船代価

七、一二五、六七三・五三七

引継代価三百拾七艘代

五一五、九三六・一四一

当期解下舟新造二艘代

六四六・三七一

合計

五一六、五八二・五一二

当期売却船四十二艘代

八、〇八四・二五〇

差引残 二百七十七艘代

五〇八、四九八・二六二

当期減価引除金

二五、四二四・九一三

地所家屋代価

四八三、〇七三・三四九

鉄工所資本金

一、四〇五、一五八・八七五

公債証書

一四〇、〇〇〇・〇〇〇

賞金勘定

三五、九八〇・八〇〇

貯蓄品勘定

八五八、二一八・五三八

各支店勘定

二八四、四〇九・〇八四
六五、七二一・二三九

他店勘定

五五、七二〇・七一七

旧共同運輸会社引継勘定

九〇七、一六五・一七五

決算未済勘定

一一一、六六〇・五五一

金銀有高

七八一、五三四・四五八

向払運賃

三三、七六三・〇八一

政府補給金

八八〇、〇〇〇・〇〇〇

合計

一三、一六八、〇七九・四〇四

負債ノ部

金額

株式勘定

一一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇

負債勘定

一、〇六九、〇〇〇・〇〇〇

七四、八三〇・〇〇〇

一、一四三、八三〇・〇〇〇

同利子仕払未済分

八四、五一九・二四四

保険積立金

四、六八八・一八〇

大修繕積立金

五三、九五〇・〇〇〇

身元預金

一、〇九一・九八〇

他店勘定

八八〇、〇〇〇・〇〇〇

当期配当金

一三、一六八、〇七九・四〇四

いま考察の範圍を固定資産會計の面にかぎつても、右にかかげた第一期決算諸表には特徴的な事実が三つ表現されている。

まず、われわれは、「資産負債勘定表」(貸借対照表)の「資産ノ部」において「船舶代価」から「当期減価引除金」が直接控除される前に、「当期売却船」の代価が差引かれ、また「三菱会社ヨリ引継高ノ内」九七万八、二五〇円が「農商務卿ノ御達ニヨリ減額」されていることに注目しよう。この場合、前の処理は、日本郵船会社が創立の際に三菱・共同の両会社から引継いだ船舶には「老朽又は構造適当ならざるもの頗る多」かつたために「前途使用の見込なきものを売却整理した」ことをあらわし、また後の処理は、三菱会社からの引継船舶を過大に評価しすぎたので、政府の指令にしたがい「岩崎弥之助氏献金を以て三菱会社よりの引継船舶価(を)切下」げたことをあらわしている。

つぎに、「損益勘定表」(損益計算書兼利益処分計算書)の「支出ノ部」において、命令書およびそれにしたがって作成された定款では保険積立金と大修繕積立金のあとにおかれていた「第三 減価引除金」が、一番目に置換えられて、まささに「益金」から「差引」かかれている理由をたずねてみよう。このような表示場所の変更は減価償却の費用性が不明確であるにせよ認識され、そこに他の積立金と区別する必要があるが生じた結果の會計的反映にほかならないが、この点を詳しく説明すると、明治二〇年一月一五日の臨時株主總會において「命令書追加〔すでにのべた明治二〇年一月七日付の通信大臣よりの達による命令書第二十八条第四項の追加〕ノ旨趣ニ依レハ収入少ナキ時ハ有ル火ケヲ積ムニ止リ欠額補填ノ道モ之レナク又過当ナル二割二分ノ歩合依然トシテ存スルカ故ニ収入多キ時ト雖モ常ニ不足ヲ感シ之ヲ要スルニ足ラサレハ足ラサル儘余レハ余ル儘ト云フカ如キ事実ニ陥リ殆ント緩蔽其度ヲ制セサルト一

般ノ觀ヲ實際ニ呈シ社業ノ基礎之レカ為メニ確立スルヲ得ス殊ニ第三項減価引除金ニ至リテハ他ノ積金ト其性質ヲ異ニシテ全く実費同様減スルコトヲ得サルモノナルニ有リ丈ケノ残金ヲ各項ニ割合積立ルトキハ百分ノ五ニ達セサルコトアリテ船価一定ノ通減法ヲ行フコト能ハス從テ翌年度ヨリ積金標準ノ定率ヲ失フニ至ルヘシ是ヲ以テ新案ノ如ク之ヲ改ムルノ必要アルニ由ル(傍点「高寺」という理由で、「減価引除金は従來の通り百分の五と為せしも、但書を改正して、収入金少なき為め以上の割合に従ひ積立金を為し得ざる場合は、通常海陸の経費・役員賞与・負債利子等必要欠くべからざる支出及び減価引除金を控除し、其残額を保険及び大修繕の兩積立金に割合積立置き、其欠額は翌年度以後に於て之を補填することとなり、之に準拠して定款改正を行」い、そしてそのあとで第一期決算を溯及しておこなつたからである。(明治二〇年一月に第一期決算の公表がなされたわけも、ここにある。)

いにおくれたが、右の定款改正(明治二〇年一月一日臨時株主總會)においては、「内外同業者多年の経験と当社の実験に徴して、保険及び大修繕の兩積立金は必要以上に過大にして、却て社業の活動を妨ぐるの結果となり營業の实情に副はざるものあるを以て、命令書中の三種積立金が総船価の二割二分に相当するを(いつぎにかかげたように)一割三分程度に低下し、毎年積立つべき金額を凡そ九拾万円と定め、仮令船価に減少ありとも猶ほ九拾万円は必ず之を積立つる用途を以て……従來の船舶保険積立金の割合を百分の五に・大修繕積立金を百分の三に引下げ」た。

第四十九條 当会社ハ毎年九月三十日限り其損益ヲ計算シ収入金ノ内ヨリ通常海陸ノ経費役員賞与並ニ左記ノ金額及ヒ毎年負債元利償還ノ額ヲ引去リ自余ノ純益金ニ政府補給金額ヲ併セ各株主ニ配当スヘシ但株主配当金ハ負債元利ヲ償還シ了ル迄年八歩ヲ以テ限リトシ役員賞与ハ毎年収入金ノ内ヨリ通常海陸ノ経費ヲ引去リタル残額即チ營業益金二十分ノ一以上十分ノ一以下ヲ以テ定限ト為スヘシ

第一 保険積立金

汽船帆船トモ船体保険準備トシテ一箇年ニ付各船總代価ノ百分ノ五ヲ積立ヘシ

第二 大修繕積立金

当分船舶大修繕及ヒ新船増加ノ準備トシテ一箇年ニ付各船總代価ノ百分ノ三ヲ積立ヘシ

第三 減価引除金

船価年ヲ逐テ減減スルカ故ニ一箇年ニ付各船總代価ノ百分ノ五ヲ引除クヘシ

船価ノ減少ニ依リ第一項乃至第三項ノ金員ヲ通計シテ年額九拾万円ニ達セザル時ハ臨時第二項ノ歩合ヲ増加シテ此年額ニ充タシムヘシ

取入金少ナキカ為メ以上ノ割合ニ從ヒ積立金ヲ為シ得サル場合ニ於テハ通常海陸ノ経費役員賞与負債利子等其年度ニ於テ必要欠クヘカラサル支出及ヒ第三項減価引除金ヲ引去リ其残額ヲ以テ第一項第二項ニ割合積立置キ其闕額ハ翌年度以後ニ於テ之ヲ補填スヘシ⁰³

右にかかげた明治二〇年一月一日改正の定款にしたがつて溯及しておこなわれた第一期決算では、すでに考察したように、減価引除金として船価百分の五（四〇〇、四六〇円二六銭二厘）が計上されていたが、保険積立金および大修繕積立金は船価百分の五（三八六、三一円一四銭九厘）百分の三（二三五、〇二二円二六銭九厘）一杯が計上されず、それぞれ一八八、七五八円〇〇三厘、一〇六、四八九円三八銭二厘の積立不足となっていた。そして、これら「不足金」（二九五、二四七円三八銭五厘）のうち二八九、一二九円は第二期において、残りの六、一一七円九五銭五厘はその後において「補填」された（第三表参照）。このような「積立不足」と「不足補充」はその後の決算期においても（たとえば、第七期と第八期―第三表参照）経験されたが、減価引除金は第一期以降常に保険積立金・大修繕

第三表 日本郵船会社の積立不足補充状況

第 2 期	減 価 引 除 金	376,152.714 (5/100)
	保 險 積 立 金	356,283.677 (5/100)
	大 修 繕 積 立 金	210,659.537 (3/100)
	第 1 期 保 險 ・ 大 修 繕 積 立 不 足 「 補 填 」 金 計	289,129.430
		1,232,225.358
第 8 期	減 価 引 除 金	357,798.861
	保 險 積 立 金	357,545.347
	大 修 繕 積 立 金	210,352.983
	第 7 期 保 險 積 立 不 足 補 充 金	100,451.046
	第 7 期 大 修 繕 積 立 不 足 補 充 金 計	60,270.628 1,086,418.865

第 2 期は、『法規分類大全第一編』運輸門 10, pp. 129-130. 第 8 期は、『中外商業新報』明治 26 年 12 月 2 日(『洪沢栄一伝記資料』第 8 卷, p. 173.) による。

第四表 日本郵船〔株式〕会社の減価引除金
および保険・大修繕積立金繰入額

年 度	期	船舶減価・建物減価引除金および船舶保険・大修繕積立金繰入額合計	備 考
明治 19 年	1	716,545 ^円	{資産整理のため船舶保険積立金 318,569 円取崩す。 {後半期に、日清戦争の爲め臨時買入れたる社船および陸海軍省御買上船にたいする特別償却＝船価切下げ1,199,384 円を臨時積立金の取崩しによりおこなう。 {明治 31 年 11 月 28 日の定款改正により「船舶の保険は時宜に依り他に契約し得ることとし、此場合は該船舶に限り定款所定の船舶保険積立金を要せざるの一項を加えた」
20	2	1,232,225	
21	3	955,075	
22	4	1,023,402	
23	5	1,033,484	
24	6	950,273	
25	7	810,352	
26	8	1,086,419	
27	9	992,645	
28	10	1,512,936	
29	11	1,422,701	
30	12	1,487,914	
31	13	2,140,965	
32	14	2,255,776	
33	15	2,125,687	

年度は毎年 9 月末日に終る 1 ケ年である。ただし、明治 27 年 12 月 6 日の定款改正により「従来利益配当期、年一回を改めて二回と為さんが爲め、事業年度を前後二期に区分し、即ち毎年十月一日より翌年三月三十一日迄を前半期とし、四月一日より九月三十日迄を後半期と定め」積立金・引除金への繰入率も「各々半減せり。」(『日本郵船株式会社五十年史』p. 687.)

金額欄は上掲書, p. 530-531. 備考欄はそれぞれ、上掲書, pp. 594, 580, 688 による。

積立金に優先して（第二期後半年度（明治三四年九月以降半期ごと）に製造船価百分の二と変更されるまで）船価百分の五相当額の計上が続いた。⁽⁴⁾これを現代流にいかえると、日本郵船（株式）会社では第一期から船舶の平均耐用年数を二〇年（第二期後半年度から二五年）、残価をゼロとして、定額法による総合償却が実施された、ということができよう。

- (1) 『海運史料』下巻、明治一九年、六一九―六二〇頁。
- (2) 前掲書、附録、三三頁。
- (3) 前掲書、附録、四四―四五頁。
- (4) 『法規分類大全第一編』運輸門十、明治二四年、一一八頁。

命令書第二十八条に第四項が追加された理由はつぎのとおりであった。

「日本郵船会社現行命令書ニ従へハ政府ハ該社ニ対シ損益上無限ノ責任ヲ有スルモノノ如ク其解釈ヲ誤ルモノナシトセス其言ニ云ク命令書第七條ニ依リ其収入金八歩ノ配当ヲナスニ足ラサルトキハ之ヲ補給スルノ責ニ当ルヘキハ勿論其第二十八條各種積立金合計二割二分ニ達セサル場合ニ於テモ亦政府之ヲ補給スルモノトナセリ若シ果シテ彼ノ云フ如クナランニハ第一海陸ノ経費第二各種積立金第三負債元利第四株主配当金等其序ヲ追テ滿リ總テ其不足ヲ補給スルカ如キ無限ノ責任ヲ有スルノ地位ニ立ツモノト云フヘシ然リト雖モ政府ハ決シテ斯ノ如キ有〔無?〕限責任ヲ有スルモノニアラサルナリ……政府ハ此負債額以上ニ位スル積立金并ニ通常経費ニ対シテハ毫モ補給ノ責任ヲ有セサルハ旧共同三菱兩社ト政府ノ間ニ授受シタル公文及ヒ該社ヨリ發シタル負債券ニ徴スルモ甚タ明瞭ナリ」（前掲書、一一九頁）

- (5) 『海運史料』下巻、附録、六一頁。
- (6) 『渋沢栄一伝記資料』第八卷、昭和三十一年、一四〇―一四二頁。
- (7) 『日本郵船株式会社五十年史』昭和一〇年、八九頁。
- (8) 前掲書、九〇頁。
- (9) 前掲書、五七九頁。
- (10) 『法規分類大全第一編』運輸門十、一二九頁。

(1) 『日本郵船株式会社五十年史』九六頁。

(2) 前掲書、九五—九六頁。

明治二〇年一月二五日の臨時株主總會（にさきだち同月五日にまえもつて通信大臣に通告したところ）の「第一号議案」
「各種積立金等ノ儀ニ付請願ノ件」で、積立割合の引下げ理由をつぎのように「説明」していた。

「本社現行ノ保險積立金ハ船価百分ノ七ヲ以テ其制トナセリ之ヲ他ノ実例ニ徴スルニ彼阿会社ヤウナード会社太平洋汽船会社等外國同業者カ多年ノ經驗ニ依リ証明スル所ニ依レハ危險ノ割合ハ最近十箇年間ヲ平均シテ多キモ船価百分ノ二少ナキハ百分ノ五厘即チ千分ノ五ヨリ超ユルコトナント云ヘリ又本那ニ於テハ三菱会社ノ実験ニ依ルニ明治九年ヨリ同十八年マテ十ヶ年間ニ汽船ノ破損セルモノ八艘此代価八十二万九千円帆船ノ破損セルモノ四艘此代価十三万五千元通計九十五万九千円ニシテ之ヲ十箇年ニ平均スレハ一箇年九万五千九百円ノ損失ニ当ル之ヲ總船価四百五十一万〇〇三十四円七十三錢四厘ニ対スレハ危險ノ割合ハ總船価百分ノ二分一厘余トナル是ニ由テ之ヲ觀レハ保險積立金ハ總船価百分ノ二三分ヲ以テ足レリス尚ホ彼阿会社太平洋汽船会社ノ如キ欧米ノ大汽船社ニシテ他ニ信用ヲ有シ保險割合ノ廉価ナル幾多ノ保險会社アルニモ拘ハラズ海上ノ危險ハ該社自身ニ之ヲ担保シテ決シテ他ノ保險会社ヘ依托セサルヲ以テスルモ其損失割合ノ多カラサルヲ視ルニ足ルヘシ故ニ充分ノ余裕ヲ見込百分ノ五ヲ積立ルトキハ寧ロ過タルアルモ決シテ及ハサルコトナシ是則チ本社保險積立金ノ制百分ノ七ヲ改メテ百分ノ五ト為サンコトヲ要スル所以ナリ

本社現行ノ大修繕積立金ハ当分ノ内船価百分ノ十減価引除金ハ百分ノ五二項ヲ合シ百分ノ十五ヲ以テ其制トナセリ蓋シ其当否如何ヲ探究センニハ先ツ十五箇年ノ後ニ至リ創立ノトキ本社カ所有シタルト同一ナル船価ヲ保ツ為メニハ其年間ニ幾何ノ修繕ヲ加ヘ幾何ノ新船ヲ購入スレハ以テ逐年減減スル所ノ船価ノ闕額ヲ補填シ得ルヤヲ算出シ之ニ船増加スヘキ資金ヲ加ヘテ標準ト為サハ則チ其要ヲ得ヘシ今之ヲ查察スルニ

本社創業ノ時現在船価

七百七十二万六千二百十二円九十七錢八厘

本社創立ノ時現在ノ船價年々其価ヲ減シテ十五年ノ後ニ至リ残存スヘキ船価

三百一十一万六千六百三十七円也

十五箇年間ニ古船ヲ売却シテ収入スヘキ見込金

三十六万六千七百五十円也

以上二口合計金

三百四十八万三千三百八十七円也

差引減額金

十五箇年間ニ要スル大修繕費ニ仍ホ一割ノ余裕ヲ加ヘタル金額

四百二十四万二千八百三十五円九十七銭八厘
百八十七万七千七百円也

以上二口合計金

六百十二万〇五百三十五円九十七銭八厘

是ハ十五箇年間ニ此金額ヲ積立レハ則チ十五年ノ後ニ至リ大ニ船舶ヲ改良シテ創立ノ時ニ本社カ所有シタル船舶ヲ保持スルヲ得ルモノトス

此計算ハ縮密ニ調査ヲ遂ケ充分ノ余裕ヲ見込タルモノナレハ蓋シ確實ト認ムルヲ得ヘシ則チ本社ハ創立ノ年ヨリ向十五箇年間

ニ六百十二万〇五百三十五円九十七銭八厘ヲ積立レハ十五年ノ後ニ至リ本社カ創業ノ時ト同價格ノ船舶ヲ所有スルハ勿論古船

ハ新艘ニ換リ帆船ハ汽船ニ變シ船舶ノ品質ニ一大改良ヲ見ルヘキナリ今新案ヲ以テ之ニ対照シ其計算ヲ案スルニ

新案ノ歩合ニ依テ計算スレハ

新案第二積立金額百分ノ三 十五箇年分累計金

二百三十八万三千五百四十四円三十銭二厘

十五箇年間ニ要スル大修繕費

百八十七万七千七百円

差引超過スル金額

五十万五千八百四十四円三十銭二厘

第三減価引除金額船隻百分ノ五 十五箇年間累計金

四百二十五万四千七百〇九円三十銭九厘

十五年間ニ船舶ノ減少スル金額

四百二十四万二千八百三十五円九十七銭八厘

差引超過スル金額

一万千八百七十三円三十三銭一厘

超過金合計

五十一万七千七百七円六十三銭三厘

又新案ニ依レハ仮令船舶減少スルコトアルモ積立金ハ年額九十万円ヨリ下ラサルカ故ニ之ニ依テ計算スレハ

年額九十万円トシ其内ヨリ第一保険積立金ヲ引去リ全ク第二大修繕積立金及

九百五十一万〇九百六十六円〇一銭六厘

第三減価引除金ニ当ルモノ十五箇年分累計金

六百十二万〇五百三十五円九十七銭八厘

十五箇年間ニ要スル減価補填及大修繕費合計金

三百三十九万〇四百三十円〇三銭八厘

差引超過スル金額

三百三十九万〇四百三十円〇三銭八厘

此金額ハ則チ新船増加事業拡張ノ資本ニ当ルモノナリ

新案ニ依レハ前記計算ノ如ク十五箇年間ニ六百十二万余円ノ要用ニ向テ九百五十一万余円ノ積立金ヲ為シ船舶ノ品質ニ至大ノ

日本海運業における減価償却の生成過程（その四）

第九〇卷

一九一七

第三号

五一

改良ヲ加ヘテ仍ホ三百三十九万余円ノ余裕アリ以テ新船増加事業拡張ノ資本ニ充ツルヲ得ヘシ而モ尚ホ其実際ニ至リテハ船舶増加スルモ減少スルコトナカルヘシ船舶増加スレハ積金從テ増加シ收入モ亦之ニ伴フカ故ニ其割ハ同一ナリ

前文ノ理由ニシテ第二積立金船価百分ノ十八頗ル過当ナルニ依リ之ヲ百分ノ三ト改正シ別ニ諸積立金ハ必ラス年額九十万円ヨリ減スヘカラサル制限ノ一項ヲ設ケテ以テ船価減少ノ万一二備ヘ則チ新案ノ如クスルトキハ仍ホ余裕アルモ決シテ不足ヲ感スルノ恐レナシ積金其度ニ適シ所謂過キテ及ハサルノ困難ヲ夫ルヘシ」（前掲書、一二七—一二八頁）

(13) 前掲書、一二三—一二四頁。

「商法中会社篇が明治二十六年七月一日より実施となるや、……二十六年十二月一日臨時株主總會を開催して定款の根本的改正案を決議したり、「この」改正定款」（『日本郵船株式会社五十年史』一〇四頁）の積立金・引除金規定はつぎのように簡約された。

第四十三條 会社ハ船舶維持ノ為メ毎事業年度収益ノ内ヨリ左ノ金額ヲ控取スヘシ

第一 船舶保険積立金 總船価百分ノ五

第二 船舶大修繕積立金 總船価百分ノ三

第三 船舶減価引除金 總船価百分ノ五（前掲書、一〇九頁）

(14) 『法規分類大全第一編』運輸門十、二九—三〇頁。

(15) 『日本郵船株式会社五十年史』五七八頁。

一一

明治七年に大阪神戸間の鉄道が開通した結果、それまで両地間を往復していた汽船はいきおい他の航路へ進出しなければならなくなり、次第に大阪を基点とする瀬戸内海航路が拡張されるようになった。特に、明治一〇年に西南戦役が勃発するや、兵站部となった大阪を中心に関西海運市場は異常な活況にみまわれたが、その反面瀬戸内海

沿岸に群小船主が「恰モ雨後ノ荷ノ如ク簇出」し、船腹はにわかには過剰となり、各地にはげしい運賃競走が展開された。そこで、大阪府は二度にわたり取締令を布達し、またそれにしがたい船主間に運賃協定を中心とする同盟規約が結ばれたが、それだけでは多数船主による競走をおさえることができなかった。その結果、明治一五年三月頃より、完全なる企業合同により一大汽船会社を設立する機運がたかまり、明治一五年一二月二三日に住友家総理人広瀬宰平が中心となり、大阪府知事にたいし「大阪商船会社」の設立願書が提出された。同月二五日に認可があり、ただちに開始された創立事務は、当初「汽船の実価評定」特に役員選出について各船主の苦情が百出したため、一時頓挫したが、その後役員問題については船主側の要求が受け入れられ、「汽船評価」にあたっては「豫め船主側に於て大体異議なき程度の評価額及び住友家の所有船舶に限り特に低廉に評価せしめたる内申書を検査官に交付し、以て検査の遲滞なく完了することを図」り、明治一七年五月一日（日本郵船会社の設立より約一年半前）によりやうやく五五船主（現物出資された船舶合計九三隻、評価額計九八万七、七〇六円六〇銭、ただし各評価額が一株五〇円未満の端数がある場合には、通貨をもつて一株に補充させたため、その補充額計一、六四三円四〇銭とさらに創立功勞者に贈与された二〇〇株も含められて、「汽船株」一九、九八七株九九九、二五〇円となる）を糾合し、さらに「通貨株」を募集して、公称資本金一三〇万円の大阪商船会社が創立され、同日開業した。

この間、創立委員が作成した定款草案は明治一六年四月一六日より一九日にわたる發起人総会において審議され、原案通り可決された（そして、同年一二月五日大阪府へ提出し、同月八日付で認可をうけた）が、その後生じた諸種の事情により開業前はやくも定款を変更する必要が生じ、明治一七年四月一四日から一八日にかけての臨時株主総会において定款が改正された（そして、同年四月二五日に大阪府へ出願し、同月二九日その認可をえた）。この改正では、「第十

一章の決算方法を多少変更⁽⁸⁾し、つぎのようになった。

第五十九条 当会社毎季（一）一月ヨリ六月迄ヲ第一季トシ七月ヨリ十二月迄ヲ第二季トス尤開業期日ノ都合ニ依リ六ヶ月未満ノ端數ヲ生スル時ハ後期ニ繰込ムコトアルヘシ（第五十七条）積立金及ヒ利益金計算方法ハ左ノ如シ

一金五万円 第一種積立金

但此金員ハ船舶ヲ購入シ又ハ改造等ニ使用スルモノトス

一金百分ノ五（營業掲リ金ノ内ニテ第一種積立金及ヒ年々償却スヘキ創業費其他一切ノ諸費ヲ引去リタル純益金高ノ割合）

第二種積立金

但此金員ハ營業上非常ノ損害ヲ為セシ場合ニ於テ此金ヲ以テ其不足ヲ補充スルモノトス

一金若干円 役員賞与金

但此割合ハ毎季株主總會ノ決議ヲ以テ定ムヘシ

一金若干円 株主配当金

但第一種第二種積立金及ヒ役員賞与金其他一切ノ諸雜費等ヲ引去リタル純益金高ヲ以テ配当スルモノトス⁽⁴⁾

このように「開業当時の定款によれば、積立金を第一種及び第二種に別ち、第一種積立金額を五万円となし、以て船舶の購入改造資金に充て、第二種積立金は利益金の内より第一種積立金並に償却金を控除したる純利益金の百分の五を之に充てて準備金となし（てい）た⁽⁶⁾」が、明治一八年八月七日に開かれた臨時株主總會において「諸償却金として利益金の百分の三以上⁽⁶⁾」および役員賞与金を控除し残余をもつて純益金とし「積立金は純益金の百分の四十を以て之に充つることに改正した⁽⁷⁾」（定款第六十条）そして、さらに「明治十九年二月定式總會ニ於テ定款加除

改正」され、「利益金計算法左ノ通」りとなった。

一金若干円 利益金

内

金百分ノ三以上 諸償却金

金百分ノ四拾以上 積立金

金(右二項ヲ控除シ) 百分ノ十 役員賞与金

(タル残高ニ対シ) 但株主ノ配当年五分以下ノ時ハ株主總會ノ決議ヲ以テ更ニ割合ヲ定ムヘシ

此内訳

十分ノ三 臨時慰勞及賞与ノ手当ニ供フ

十分ノ二 正副頭取々締役ノ交際費ニ充ツ

十分ノ五 諸役員賞与

差引残金若干円 純益金株主配当⁽⁸⁾

明治一七年後半季から同一一九年前半季までの「利益金配当割合」を第五表は示しているが、そこにおける「諸償却金」に船舶の減価償却が含まれていたと解することはできない。たしかに『大阪商船株式会社五十年史』には「船舶減価定例償却金が開業当初諸償却として利益金の百分の三以上の控除の中に包含され⁽⁹⁾」ていた、と書かれている。しかし残念なことには、この記述は誤りである。筆者が調べたところによれば、「諸償却金」には船舶減価

第五表 大阪商船会社「利益金配当割合」

期 間	明治17年後半季	18年前半季	18年後半季	19年前半季
	明治 17.5.1~12.31	18.1.1~6.30	18.7.1~12.31	19.1.1~6.30
積立金	0 ^円	20,000,000 ^円	24,567,520 ^円	29,384,878 ^円
諸償却金	0	7,568,004	2,300,000	2,203,866
役員賞与金	0	2,000,000	6,850,000	4,187,345
配当金	43,164,322	36,435,501	35,734,183	38,763,060
後季繰越金	7,562,589	2,121,979	1,117,097	40,143
利益金	50,726,911	68,125,484	70,568,800	74,579,292

日本海運業における減価償却の生成過程（その四）

明治19年11月12日に農商務・逓信の両大臣へ提出した船舶改良「御保護筋ノ儀」付拝願書に附されていた「第貳号収支統計表」（『法規分類大全第一編』運輸門10, p. 161.）より。

第六表 大阪商船会社「将来収支予算表」中の「利益金配当割合」

政府へ返上金積立		30,000,000 ^円
第一種新造船積金	船価百七十九万七千円ニ対スル三十 十分ノ一弱	60,000,000
第二種保険積金	同上ニ対スル百分ノ二五弱	50,000,000
第三種大修繕積金	同上ニ対スル六十分ノ一弱	30,000,000
諸償却金		3,600,000
特約株主配当金	十五万八千六百五十円ニ対スル年 一割二分	19,038,000
通常株主配当金及役員賞与		11,633,000
利 益 金		204,271,518

『法規分類大全第一編』運輸門10, p. 162.

第九〇巻 二〇二 第三号 五六

償却は含まれず、創業費および地所家屋の償却が計上されていたにすぎない。たとえば、明治一八年後半季の「利益配当計算」における二、三〇〇円の「諸償却金」は「創業費及ヒ地所家屋償却」である。また、明治一九年一月一二日に農商務大臣・通信大臣へ提出した船舶改良「御保護筋ノ儀ニ付拜願書」には「御保護ノ恩ニ浴シテ全ク船舶改良ノ目的ヲ達シ得ル曉ハ……株主ノ利益配当而已ニ止メス大ニ各種ノ積金ヲ厚フシ尚ホ進シテ上下一層ノ便利相図リ度精神ニ有之候其予算ハ第三号表ノ如シ」という個所があるが、この「第参号将来收支予算表」の「利益配当割合」をみてみると(第六表参照)、ここでも「諸償却金」は船舶減価補填積金に相当する「第一種新造船積金」

第七表 政府作成の大阪商船会社「收支予算書」中の利益金分配計画

〔収支〕差引金二十万四千四百九十九円九十八銭八厘	助成金
一金八万円	
合計金二十八万四千四百九十九円九十八銭八厘	
内	
金七万二千円	第一種保険積金
金九万円	第二種修繕費積金
金七万二千円	第三種減価引除金
金三千円	創業費償却
金五百円	地所家屋等所有物償却
小計金二十三万七千五百円	
差引金四万六千九百九十九円九十八銭八厘	純益

平均ノト各分ノナリ
 数字ノ除セシモノ
 実年引算出セシ
 余額ヲ算出スル
 二箇年ノ減価引除
 米穀船隻第三種
 以テ維持積金五
 開業ハ第一保積金
 該社第一保積金
 支出ニ對シテ修繕
 収支ハ第一保積金
 本表ニ對シテ修繕
 「本表ニ對シテ修繕
 定シテ修繕積金
 法規分類大全第一編」
 (「法規分類大全第一編」)
 p. 155.)
 10、運輸門

と明らかに区別されていた。さらに、「大阪商船会社航海補助金下付」を稟議するため明治二〇年三月二十四日に農商務通信両省から閣議へ提出された「該社收支予算書」中の利益金分配計画をひもといてみると(第七表参照)、そこにおいても諸償却金を構成する「創業費償却」と「地所家屋等所有物償却」とは「第三種(船舶)減価引除金」から明瞭に区分計上されていた。

以上の考察からわかるように、大阪商船会社では、創業費と家屋の減価償却は開業の翌年すなわち明治一八年からはじめられたのに、船舶の減価償却は明治一九年になってもおこなわれなかった。そして、明治二一年にはじまる船舶改良助成金の交付を契機としてようやく開始されたのである。この間の事情を詳しく説明すると、当社は明治一九年一月二日に政府へ提出した「明治二十年ヨリ向十箇年間年々金十万円宛ノ御補助」下付願書へ付した第三号表で、新造船積立として「船舶百七十九万七千円ニ対スル三分ノ一弱」に相当する六〇、〇〇〇円を計上する予算を作成していた(第六表参照)。これにたいし、当初政府は「航海補助費トシテ向八箇年間年額八万円ヲ下付」し、他方「維持船舶ヲ百八十万円ト仮定シ之ニ対シ……減価引除金……四分」すなわち「七万二千円」を計上させる計画を立てていた(第七表参照)が、船舶改良助成については「大蔵大臣へ協議候処二十年度へ最早予算決定ニ付来二十一年度ヨリ向八箇年間年々五万円宛下付ノ積り」と変り、それが決定するとともに、明治二〇年八月六日付をもって「命令書」を下付して、その第七条として、減価償却金および保険・修繕費兩積金への年々の繰入額最小限度に関しては当初の政府案を変更せず、つぎのように指令した。

第七条 其会社ハ収入金ノ内ヨリ通常海陸経費并ニ船舶維持ノ為メ左記ノ金額ヲ控除シ自余ヲ以純益金ト為スヘシ

第一種保険積金

船舶保険準備トシテ一箇年ニ付其会社ノ船舶維持船価ヲ百八十万円ト仮定シ之ニ対シ百分ノ四ヨリ少カラサル額ヲ積立ツヘシ

第二種修繕費積金

船舶修繕費及新船製造ノ準備トシテ一箇年ニ付前同断百分ノ五ヨリ少カラサル額ヲ積立ツヘシ

第三種減価償却金

船舶年ヲ逐テ其価ヲ減スルカ故ニ一箇年ニ付前同断百分ノ四ヨリ少カラサル額ヲ元価ノ償却ニ充テヘシ

そして、明治二〇年九月一〇日と一一日の臨時株主總會において、さきに交付された命令書にもとずき大改正され（通信省へ認可申請をしたところ若干補正されたため、二月六日にふたたび臨時株主總會を開き、通信大臣の指令通り決定し）た定款には、第五十四条として命令書第七条にそつた規定が設けられた。

第五十四条 当会社一期（毎年一月ヨリ十二月ニ至ル）第五十二条）勘定ハ総取入額ヨリ航海費俸給其他一切ノ諸経費ヲ引去リタルモノヲ以テ利益トシ又此内ヨリ三種ノ積立金諸償却金及ヒ役員賞与金ヲ除去シタル残高ヲ以テ純益トシ株主ノ配當ニ充ツ其計算方法左ノ如シ

一、金若干円

利益金

内

一、百八拾万円ニ対スル百分ノ四以上 第一種汽船保険積立金

一、同 百分ノ五以上 第二種汽船修繕新造積立金

一、同 百分ノ四以上 第三種汽船減価償却積立金

但明治二十一年ヨリ同二十七年ニ至ル七ヶ年間汽船改良期限中ハ前三項ノ外尚ホ一ヶ年金參万〇九百八拾參円四拾七錢參

日本海運業における減価償却の生成過程（その四）

第九〇卷 二〇五

第三号

五九

日本海運業における減価償却の生成過程（その四）

第九〇巻 二〇六 第三号 六〇

厘ヲ積立テ造船資金ニ充ツルモノトス

一、当期利益金ニ対スル百分ノ一以上 諸償却金

一、（右四項ヲ控除シタル残高ニ対スル）百分ノ十 役員賞与金

但株主ノ配当年七歩未滿ノ時ハ株主總會ノ決議ヲ以テ更ニ割合ヲ定ムヘシ

此内訳

十分ノ三 臨時慰勞及ヒ賞与ノ手当

十分ノ二 正副頭取取締役ノ交際費

十分ノ五 諸役員ノ賞与

差引残高金若干円 純益金⁽¹⁰⁾

右の定款五十四条は、第八表に整理して示したように、その後明治二八年七月三〇日まで三回改正され（それ以後は安定し、「昭和三年三月五日」に第二十八条として「船舶保険積立金を現在船価に対する百分の一・二五以上、船舶修繕積立金を船舶原価の百分の一・七五以上となし」⁽¹⁰⁾すまで持統し）たが、「社船の必然的或は偶然的に発生する減価を填補するために、毎期の營業収支差引利益金より船舶価格に對する定款規定の率を以て算出して控除する処の……船舶減価償却金・船舶保険積立金及び船舶修繕積立金」への繰入額とそれらを合計した「船舶維持費」の推移をたどると、第九表のとおりである。なお、船舶の減価償却は、その償却基準価格を明治二一年にはじめてから数年間すなわち明治二八年の定款改正までは実際の「総船価」からはなれた仮定上の「維持船価」においていた等の問題はあるにしても、「船舶使用期間を二十五年として船価を償却し了ることを標準として居」⁽¹⁰⁾たということができよう。

第八表 大阪商船〔株式〕会社の「船舶維持費」割合

定款変更(株主総会)日	明治 20.11.6	23.10.12	26.12.17 (認可12.28)	28.7.20	30.7.24
関 係 条 文	54条	57条	41条	45条	45条 に一項追加
船 舶 保 險 積 立 金	維持船価 180万円の 4/100 以上	維持船価 150万円の 2/100 以上	15,000 円以 上 (1/100)	総船価の 2/100 以上	「船舶減価 償却金ハ 主配当ノ 年利ニ 満タサル 合ニ限リ 船価ノ一 割合ヲ得」
船舶修繕(新造)積立金	5/100 以上	5/100 以上	37,500 円以 上 (2.5/100)	2.5/100 以上	「船舶減価 償却金ハ 主配当ノ 年利ニ 満タサル 合ニ限リ 船価ノ一 割合ヲ得」
船舶減価償却(積立)金	4/100 以上	4/100 以上	30,000 円以 上 (2/100)	2/100 以上	「船舶減価 償却金ハ 主配当ノ 年利ニ 満タサル 合ニ限リ 船価ノ一 割合ヲ得」

会計期間が、明治26年7月1日施行の旧商法中の会社法にもとづく12月17日の大改正で、ふたたび1月～6月、7月～12月と前後半期に分れたので、この時以後の割合は半年ごとのものである。

『大阪商船株式会社五十年史』 pp. 525-526, 599, 618-620, 848. による。

第九表 大阪商船〔株式〕会社における「船舶維持費」の推移

年 度	船舶維持費	内 訳		
		船舶減価償却金	保険積金繰入額	修繕積金繰入額
明治21年	179,395円	72千円	11千円	96千円
22	197,277			
23	180,197			
24	214,756			
25	178,428			
26	192,452	60	30	102
27	305,906			
28	560,000			
29	424,000			
30	431,006			
31	636,500	108	249	279
32	755,500			
33	930,000			
34	1,050,000			
35	1,101,000			
36	1,148,000	388	360	400

『大阪商船株式会社五十年史』 pp. 851,847. による。

(1) 『大阪商船株式会社五十年史』昭和九年、三五頁。

(2) 前掲書、四六〇頁。

「十八年上半年に就きて見るに、汽船株は……二千七百三十八株（株金十三万六千九百円）を増して、二万二千七百二十五株（株金百十三万六千二百五十円）となった。斯くの如く汽船株を増加せしは中村新次郎〔京都〕及び岩崎英之助〔兵庫〕より購入せし九隻の船舶に対して汽船株を交付せし結果である。」（前掲書、四六〇頁）

(3) 前掲書、五六四頁。

(4) 前掲書、五七七―五七八頁。

(5) 前掲書、五二五頁。

(6) 前掲書、八四八頁。

(7) 前掲書、五二五頁。

明治一八年八月七日の定款改正では、第六十条（利益金計算方法）として「諸償却金・役員賞与金・積立金及び株主配当金ノ割合ヲ改正」（前掲書、六一五頁）したが、この場合の役員賞与金および株主配当金の割合を明らかにする資料は入手できなかつた。

なお、筆者の手許にある大阪商船会社「第三回突際報告」（明治十八年後半季・白七月一日至十二月廿一日六ヶ月）明治一九年二月）によると、「明治十八年八月七日臨時總會ヲ開キ」（一頁）「利益計算ノ方法改正ノ事」（二頁）等を決議し、この「臨時會ノ決議ニ依リ定款加除改正ノ義ヲ府庁エ願出テ八月廿一日其認可ヲ得タ」（三―四頁）が、「本年上半年ニ係ル利益金ノ計算法ハ總會ニ於テ特ニ当季ニ限り相定メタルヲ以テ其旨府庁エ願出テ八月七日認可ヲ得タ。」（四頁）それをつぎにかかげておこう（廿四―廿五頁）。

利益金配当計算之事

一金七万〇五百六拾八円八拾銭

利益金

内

一金貳千二百円

創業費及ヒ地所家屋償却

一金六千八百五拾円

役員賞与金

差引残金六万四千四百拾八円八拾銭

純益金

内

一 金式万四千五百六拾七円五拾貳銭

積立金

(以下「配当金」「後季ノ繰越金」略)

(8) 大阪商船会社「第三回實際報告」折込。

(9) 「大阪商船株式会社五十年史」八四八頁。

(10) 大阪商船会社「第三回實際報告」二四四頁。

(11) 「法規分類大全」運輸門十、一五七頁。

(12) 前掲書、一五七頁。

(13) 前掲書、一四六頁。

(14) 前掲書、一四六頁。

(15) 前掲書、一六六頁。

当初(明治二〇年三月二四日)政府が立案した大阪商船会社の船舶改良「方案……二途アリ其ハ従前該社一株ノ金額五十円(総株高百三十五万円)ヲ三十円ニ減シ一株ニ付二十円ノ損失ハ株主一般ニ負担セシメ面シテ更ニ十四万円ノ新株ヲ募リ以テ造船費ニ供用スルト其ニハ……自今改良ヲ了スルニ至ル迄凡ソ八箇年間株主ノ配当ヲ停メ其收益ハ都テ船舶製造費ニ供用スル事」(前掲書、一四五—一四六頁)となっていたが、それぞれ船舶改良案にそつて作成された「造船費予算」(前掲書、一四六—一五四頁)には、新船「製造費ニ供スヘキ金質」として、第一案により「五期ニ分チ二箇年半ヲ以テ募集ヲ」する新株からの「収金」および「第二案による時は全額」留保される「純益金」の外に、「第一種積金」(船舶保険積金)、「第二種積金」(船舶減価償却金)、「創業費及地所家屋等償却金」などが計上されていたことに注目する必要がある。わが國で、減価償却が内部金融要素として認識され、その再投資が設備拡張(ここでは船舶拡充)のための内部資金として計画されたのは、おそらくこれが最初ではなからうか。

なお、当初の政府案すなわち「株金ヲ改正スルカ若クハ純益金ノ配当ヲ停止スルカノ二項ハ共ニ実行困難」なため「勉メテ船舶改良資金ヲ裕ナラシメ即チ年額十二万四千余円ヲ毎年利益金ヨリ支出セシメ七箇年ニシテ其改良事業ヲ悉皆決行セシムルコトトナ」（前掲書、一六四頁）り、明治二〇年八月六日に「命令書」とともに「其会社船舶改良保護ノ僥許可相成候条改造資金支出ノ方法ハ左ノ標準ニ拠リ著手スヘシ」（前掲書、一六七頁）という指令が下付され、その中で、明治「二、年ヨリ向七箇年ニ分割利益金ヨリ支出スヘ」き「年額金十二万四千九百八十三円四十七銭三厘」の「内 金九万四千円 是ハ船舶改良如何ニ係ハラス平常船舶ヲ維持スルニ必要ナル保険積金及減価償却金ノ年額十四万四千円ノ内二十一年ヨリ向八箇年間ハ助成金五万円ヲ下付スルヲ以テ之ヲ除算シ本額ハ利益金ヨリ積立改良費ニ充テヘキ高ナリ」（前掲書、一六八頁）という減価償却の再投資計画が、大阪商船会社宛指令された。

(16) 『大阪商船株式会社五十年史』五九、二―五九三頁。

(17) 前掲書、五二六頁。

(18) 前掲書、八四六頁。

(19) 前掲書、八四八頁。

（次稿では『明治三十二年所得税法と船舶の減価償却』をとりあげ、未完のままとしてしまった）
（本稿の補足をする予定である。）